

熊本市体育施設条例の一部改正について

熊本市体育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

舞原運動施設	熊本市南区城南町舞原字東地内
高グラウンド	熊本市南区城南町高字口の坪地内
塚原グラウンド	熊本市南区城南町塚原字宮ノ下

」

を

「

城南総合スポーツセンター	熊本市南区城南町舞原144番地1
高グラウンド	熊本市南区城南町高476番地1
塚原グラウンド	熊本市南区城南町塚原81番地3

」

に改める。

別表テニスコートの項体育施設名の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同項使用料の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同表体育館の項体育施設名の欄中

「 富合雁回館 」 を 「 富合雁回館 城南総合スポーツセンター 」 に改め、

同項使用料の欄中

「

植木総合スポーツセンター	体育館	4,200円	5,600円	5,600円	18,200円
	ミーティング室	630円	840円	840円	2,730円

」

を

「

植木総合スポーツセンター	体育館	4,200円	5,600円	5,600円	18,200円
	ミーティング室	630円	840円	840円	2,730円
城南総合スポーツセンター	体育館	6,600円	8,800円	8,800円	28,600円
	多目的室	3,600円	4,800円	4,800円	15,600円

」

に、

「

明德体育館	1時間につき	600円
-------	--------	------

」

を

「

明德体育館		1時間につき	600円
城南総合スポーツセンター (体育館)	全部の点灯	1時間につき	3,400円
	2分の1の点灯	1時間につき	1,700円

(3) 空調使用料

区分	単位	使用料
城南総合スポーツセンター (体育館)	1時間につき	10,000円

(4) 附属設備使用料

次に掲げる金額以内で規則で定める。

区分	1回の使用料	
城南総合スポーツセンター	音響器具類	500円
スポーツセンター	映写機類	1,000円

備考 使用の回数は、(1)施設使用料ア使用時間区分による使用料の表の1使用時間区分の使用を1回（午前9時から午後10時までの使用時間区分の使用にあつては、3回）として計算する。

」

に、

「

植木総合 スポーツ センター
富合雁回 館

を

「

植木総合 スポーツ センター
富合雁回 館
城南総合 スポーツ センター

に、

」

」

「

バスケ
ットボ
ール

」を「

バスケ
ットボ
ール
ハンド
ボール

」に改め、

同表グラウンドの項体育施設名の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同項使用料の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同表武道場の項使用料の欄中

「

北部武道
館

」を「

北部武道
館
植木総合
スポーツ
センター

」に改め、

同表弓道場の項体育施設名の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同項使用料の欄中「舞原運動施設」を「城南総合スポーツセンター」に改め、同表プールの項の次に次のように加える。

トレーニング室	城南総合スポーツセンター	区分		使用料
		城南総合スポーツセンター	個人使用券	1人2時間につき 300円
			回数券	11枚つづり1冊 につき 3,000円
備考				
<p>1 使用時間が2時間を超える場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額に、2時間を超える1時間につき、150円を加算した額とする。</p> <p>2 個人使用券及び回数券は、総合体育館のトレーニング室を個人で使用する際の使用料の納付に用いることができる。</p>				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表武道場の項使用料の欄の改正規定並びに附則第3項及び附則第4項の規定は、平成27年3月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、この条例による改正前の熊本市体育施設条例の規定によりなされた舞原運動施設に係る使用許可でこの条例の施行の日以後の使用に係るものについては、改正後の熊本市体育施設条例の相当規定に基づいてなされた城南総合スポーツセンターに係る使用許可とみなす。

(熊本市都市公園条例の一部改正)

- 3 熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）の一部を次のように改正する。
- 別表第5田迎公園運動施設の項使用料の欄中「及び川尻武道館」を「、川尻武道館及び植木総合スポーツセンター」に改める。

(熊本市総合体育館・青年会館条例の一部改正)

- 4 熊本市総合体育館・青年会館条例（昭和61年条例第10号）の一部を次のよう

に改正する。

別表 1 総合体育館使用料(2)一部使用料の表備考第 6 項中「及び川尻武道館」を「、川尻武道館及び植木総合スポーツセンター」に改める。

5 熊本市総合体育館・青年会館条例の一部を次のように改正する。

別表 1 総合体育館使用料(2)一部使用料の表備考に次のように加える。

8 トレーニング室の個人使用券及び回数券は、城南総合スポーツセンターのトレーニング室を個人で使用する際の使用料の納付に用いることができる。

(提出理由)

城南総合スポーツセンターの設置等に関し必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。